

## 船舶事故調査報告書

平成29年10月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成29年2月14日 08時00分ごろ
発生場所	関門港若松区の企業棧橋 城山三等三角点から真方位282°2,100m付近 (概位 北緯33°52.5′ 東経130°45.0′)
事故の概要	セメント運搬船第二勇星丸は、着岸操船中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	セメント運搬船 第二勇星丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	142429、芙蓉海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷、右舷ベルマウスに凹損 棧橋 渡り歩路の損壊、ドルフィンのコンクリートに破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が手動操舵により操船に当たり、‘関門港若松区所在の企業棧橋’（以下「本件棧橋」という。）に入船左舷着けする予定で着岸操船を開始した。</p> <p>船長は、右回頭するに当たり、ふだんと同じ手順で、奥洞海航路西口を出て本件棧橋に向け、距離が約400mとなったところで主機を停止し、前進速力を残した状態で本件棧橋に接近し、右舷錨を投下し、バウスラストを使用した。</p> <p>本船は、船長が微速力後進としたが、前進速力が十分に低減されず、船長が更に半速力後進としたものの、左舷船首部が本件棧橋のコンクリート部に衝突した。</p>
分析	<p>本船は、前進速力を残した状態で本件棧橋に接近した際、船長が前進速力を十分に低減できなかったことから、本件棧橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、湾奥へ向かう上げ潮の影響を考慮しておらず、主機を後進とする時機が遅れ、前進速力を十分に低減できなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、前進速力を残した状態で本件棧橋に接近した際、船長が前進速力を十分に低減できなかったため、本件棧橋に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 操船者は、気象及び海象の影響を考慮しながら操船すること。